

令和元年9月定例議会 議案概要			担当課	子育て応援課	種別	条例
議案番号	議案第67号	議案名	琴浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について			
目的	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する省令(令和元年内閣府令第8号)の公布に伴い、所要の改正を行うもの。					
内容	<p>1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育を提供し、経済的負担の軽減を図るため、給付費の支給対象施設とする教育・保育施設に関し、運営に関する基準を定めたもの。(子ども・子育て支援法第34条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>子ども・子育て支援法(抜粋) 第34条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育(特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあつては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この節において同じ。)を提供しなければならない。</p> <p>3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。</p> </div> <p>2 改正の概要</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用の取扱いの変更(第13条第4項) 幼児教育・保育の無償化に伴い、副食費の提供に要する費用について、支払いを受けることが出来る費用とする(3歳未満児、低所得世帯等を除く。)</p> <p>(2) 代替保育の提供元としての小規模保育事業A型等の追加(第42条第2項及び第3項)</p> <p>(3) 卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和(第42条第4項及び第5項)</p> <p>(4) 満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除(第42条第8項)</p> <p>(5) 連携施設確保に関する経過措置の5年延長(附則第5条)</p> <p>(6) 法改正による標記の変更や条項ずれに伴う改正 「支給認定」を「教育・保育給付認定」に変更</p>					
補足事項	施行日 令和元年10月1日					